



新・介護保険 を考える 2

～地域福祉計画から地域包括ケア システムのあゆみ〈府中市の場合〉～



常務理事 鈴木恂子

介護保険法が改正されて、各自治体では第5期の計画策定に着手しています。

平成に入ってから地域福祉計画づくりがすすめられた府中市は全市を6つの福祉圏域に区分し、計画的に拠点となる施設を整備しました。そして支援センターを設置し、民生委員の担当も5地域から6地域へ、当時の保健所の保健師の担当も6エリアを意識した担当制となり、福祉公社も6エリアの担当にと、地域福祉計画が6つの福祉圏域の下で整備されました。

併せて、平成6年に府中市社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、以後エリアごとの地域懇談会を開催し、タテ割になっている地域の課題（消防・防犯・ゴミ・子どもの安全・高齢者のみまもり等々）が各関係者の参加により「面」で話し合い、地域福祉が進展しつつありました。

今回の介護保険制度の大きな柱となっているのが、地域包括ケアシステムです。地域包括ケアシステムとは、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されること、その実現が法改正の目標です。

そのために前号で紹介したとおり、医療、介護、予防、生活支援、権利擁護、住まいの5つの取り組みが重点となりました。2000年4月介護保険がスタートし「介護」に重点がおかれてきましたが、介護保険制度だけで地域の高齢者を取りまく様々な課題を解決することはできません。この10年の間予防が叫ばれ、医療との区分と連携が繰り返し議論されて、現在も最大の課題になっていますが、高齢者が安心して生活するためにまず必要な基盤は「住まい」と「生活支援」です。

2000（平成12）年以前 府中市の地域福祉計画	2000（平成12）年 介護保険制度施行	2006（平成18）年 介護保険制度改正・予防重視	2009（平成21）年 府中市の動き	2012（平成24）年 新介護保険法―地域包括ケア	考 察
<p>1975（S50） 特別養護老人ホーム信愛泉苑（定員50名）開設〔第5エリア〕翌年からショートステイ、入浴サービス順次開始</p> <p>1980（S50） 泉苑ケアセンター開設</p> <p>1987（S62） 府中市地域老人福祉連絡会スタート（下段参照）</p> <p>1991（H3） 泉苑在宅介護支援センター開設</p> <p>1992（H4） 府中市高齢者サービス調整チーム発足（下段参照）府中市立よつや苑 開設〔第6エリア〕</p> <p>1993（H5） 府中市立あさひ苑 開設〔第1エリア〕</p> <p>1994（H6） 安立園特別養護老人ホーム〔第3エリア〕・しみずがおか在宅サービスセンター開設〔第2エリア〕</p> <p>2000（H12） 3月：府中市高齢者サービス調整チーム6年間の報告書 4月：老人保健施設ピースプラザ 開設〔第4エリア〕</p> <p>府中市福祉圏域6ヶ所すべてに拠点施設が整備され、それぞれに在宅介護支援センターが配置されました。</p>	<p>府中市に基幹型在宅介護支援センターがおかれ6つの福祉圏域の在宅介護支援センターは地域型在宅介護支援センターと位置づけられました。</p> <p>その後、府中市は在宅支援センターを増設し、11の地域型支援センターがそれぞれの地域を担当し活動しました。</p> <p>一方基幹型支援センターは平成13年府中市から府中市社会福祉協議会に移行しました。基幹型支援センターにサービス調整会議がひきつがれ、関係者が連携の下で問題解決にあたる個別の事例について検討する担当者会議も継続しました。</p> <p>2000年以前の関係者会議の中から生まれた24時間巡回型のホームヘルプ事業は市の事業として府中市立のあさひ苑とよつや苑で実施されました。あさひ苑でも一日25件ほどの夜間深夜早朝の巡回型援助を行っていましたが、介護保険制度になり市の事業ではなくなり、利用者も激減し、深夜のサービスはなくなりました。</p>	<p>在宅介護支援センター（老人福祉法）は地域包括支援センター（介護保険法）へ、制度改正がありました。</p> <p>府中市は包括支援センターを市の直営とし、在宅介護支援センターは従前の援助が維持継続されました。</p> <p>そのため多くの自治体で包括支援センターが予防プランに追われてしまった混乱を回避することができました。</p> <p>また、市の直営となったため、市の担当者が地域実態をリアルに把握され、地域在宅介護支援センターとの連携がより深まりました。基幹型支援センターは市の包括支援センターに替り、運営協議会、担当者会議等の事務局も市の担当になりました。</p>	<p>包括支援センターが予防プランに偏った反省の下で、介護予防以外に総合相談、権利擁護、ケアマネジャー支援などに力を入れるように国の方針が出されました。そうした動きをうけて、府中市は地域の在宅介護支援センターを順次包括支援センターに移行しました。</p> <p>2009（平成21）年 府中市立の ・あさひ苑 ・よつや苑 ・しみずがおか</p> <p>2010（平成22）年 ・泉苑 ・安立園 ・かたまち（ピースプラザ）</p> <p>2011（平成23）年 ・しんまち ・にしふ ・これまさ ・みなみ町 ・緑苑</p> <p>平成23年4月には以上11の包括支援センターがスタートしました。</p> <p>包括支援センター運営協議会、サービス担当者会議として、地域包括支援センターを中心に関係機関が集まり、高齢者のみならず、とりまく家族問題を解決する連携がつづいています。</p>	<p>高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みをすすめることが法改正の目標になっています。</p> <p>そのための新しいサービスの創設が発表されています。</p> <p>・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設</p> <p>①訪問介護・訪問看護の一体的提供（24時間365日のサービスを提供している老人保健施設や特別養護老人ホームも検討の対象になっているようです）</p> <p>②訪問介護ステーションと訪問看護ステーションの連携</p> <p>・複合型サービスの創設 小規模多機能施設と訪問看護ステーションの複合など</p> <p>・比較的元気な高齢者や要支援の方々を対象とした介護予防・生活支援総合事業なども検討されています。</p>	<p>高齢者の福祉は、介護保険制度により大きく変化しました。人の生活を支える制度を変更する場合は、変革すべきこと継承すべきことがきちんと精査されないと、地域では大きな混乱につながります。</p> <p>府中市の場合、制度が変わる節々で慎重な選択がなされました。</p> <p>次年度に向けて示された地域包括ケアは、25年前の1987（昭和62）年6月8日の厚生省三局長通知「高齢者サービス総合調整推進会議等の設置及び運営について」の「高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応し、最も適切なサービスを提供するために、保健・福祉・医療の各施策の調整と総合的推進を図るシステムを整備することが求められている」という目的に通りぬけるように思われます。この通知をもとにサービス調整チームが設置されました。</p> <p>地域包括ケアは決して新たな取り組みではなく、介護保険以前の老人福祉制度のなかで取り組まれていた内容のリニューアル版ともいえます。</p>

1987（S62）年 府中市地域老人福祉連絡会 泉苑ケアセンターの呼びかけで発足しました。

府中市地域老人福祉連絡会 構成メンバー
・府中市 福祉部高齢者福祉課・福祉事務所・生活文化部健康課・府中市社会福祉協議会・府中ボランティアセンター・都立府中病院相談室・警察病院多摩分院相談室・府中市民公社・府中市立心身障害者福祉センター・東京都府中保健所・高齢者在宅サービスセンター泉苑ケアセンター・養護老人ホーム信愛泉・特別養護老人ホーム信愛泉苑・（協力）府中医師会



『平成3年版 援助が必要な高齢者へのサービス一覧』（府中市地域老人福祉連絡会 編）：現在の府中市「高齢者へのサービスガイド」に引継がれています



1992（H4）年 地域老人福祉連絡会は府中市高齢者サービス調整チームに引き継がれ、発展的解消しました。

府中市高齢者サービス調整チーム 構成機関
・府中市医師会・歯科医師会・薬剤師会・東京都府中保健所・府中市民生委員児童委員協議会・信愛泉苑・信愛緑苑・安立園・府中市立よつや苑・府中市立あさひ苑・泉苑ケアセンター・府中市社会福祉協議会・府中市民福祉公社・府中市 福祉部長・福祉部次長・高齢者福祉課・生活福祉課・障害者福祉課・健康課・地域福祉課



『府中市高齢者サービス調整チーム（平成4年度～平成9年度）』（H10年3月 府中市福祉部地域福祉課）：サービス調整チーム6年間の活動報告書。単独のセンターでは解決できない事例を関係機関が集まり役割分担した実践記録。

